【　　】

別紙様式３－１

提出先	東京都

障害福祉サービス等処遇改善実績報告書（令和　2　年度）

（福祉・介護職員処遇改善実績報告書、福祉・介護職員等特定処遇改善実績報告書）

１　基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジン　シンジュクアシタカイ					
法人名	社会福祉法人　新宿あした会					
法人所在地	〒 169－0051 東京都新宿区西早稲田2-16-1					
フリガナ	タチハラ　マリコ					
書類作成担当者	立原　麻里子					
連絡先	電話番号	03-5515-3350	FAX番号	03-6205-9700	E-mail	honbu@ashitakai.co.jp

【本報告書で報告する加算】 加算名称にチェックを入れること。

☑ **福祉・介護職員処遇改善加算（処遇改善加算）**　　☑ **福祉・介護職員等特定処遇改善加算（特定加算）**

※　福祉・介護職員処遇改善特別加算（特別加算）を含む。

２　実績報告＜共通＞　　※詳細は別紙様式３－２に記載

（1）福祉・介護職員処遇改善加算のみまたは福祉・介護職員処遇改善特別加算のみの場合

	処遇改善加算	
① 令和　2　年度分の処遇改善加算の総額	8,227,646	円
② 賃金改善所要額（ｉ－ii） **（右欄の額は①欄の額を上回ること）**	155,762,909	円
ｉ）処遇改善加算の算定により賃金改善を行った福祉・介護職員の賃金の総額	155,762,909	円
ii）前年度の福祉・介護職員の賃金の総額【基準額1】		円

※②ｉ）には、賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
※②ii）には、計画書の（1）④ii）の額を記載すること
※処遇改善加算または特別加算のみの場合、別紙様式３－２におけるグループ別の内訳は記載不要

（2）福祉・介護職員等特定処遇改善加算を併せて報告する場合

	処遇改善加算		特定加算	
① 令和　2　年度分の加算の総額	8,227,646	円	2,803,795	円
② 賃金改善所要額（ｉ－ii） **※右欄の額は①欄の額を上回ること**	9,043,759	円	3,619,908	円
ｉ）加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	(a)-(c) 152,959,114	円	(a)-(b) 147,535,263	円
本年度の賃金の総額(a)	155,762,909	円	155,762,909	円
処遇改善加算の総額(b)			8,227,646	円
特定加算の総額(c)　※その他の職種への支給分を除く	2,803,795	円		
ii）前年度の賃金の総額【基準額1】【基準額2】	143,915,355	円	143,915,355	円

※②の「本年度の賃金の総額」には、賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
※「前年度の賃金の総額」には、計画書の（2）④ii）又は（3）⑤ii）の額を記載すること

③ 平均賃金改善額＜特定加算＞

	賃金改善を実施したグループ	前年度の平均賃金額(月額)【基準額3】	本年度の平均賃金額(月額)	平均賃金改善額	(配分比率)	改善後の賃金が最も高額となった者の賃金(年額)
(A)経験・技能のある障害福祉人材	☑	240,385 円	352,777 円	112,392 円	(3.75)	
(B)他の障害福祉人材	☑	272,300 円	302,305 円	30,005 円	(1.00)	
(C)その他の職種	☐	0 円	(対象外)	(対象外)	－	円

※「前年度の平均賃金額（月額）」には、計画書（3）⑥iv）の額を記載すること。

【　　】

④ 月額平均8万円又は改善後の賃金が年額440万円となった者＜特定加算＞

いずれかに該当する人数	4　人

↓複数サービスを運営する場合で、上記人数に重複計上がある場合に記入

いずれかに該当する人数(実人数)		人

（設定できない事業所があった場合その理由）※複数回答可

- ☐ 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。
- ☑ 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。
- ☑ 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。
- ☐ その他　（　　）

※ 給与明細や勤務記録等、実績報告の根拠となる資料は、指定権者からの求めがあった場合に速やかに提出できるよう、適切に保管しておくこと。

※ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算並びに福祉・介護職員処遇改善特別加算に関して、虚偽や不正があった場合には、支払われた介護給付費等の返還や事業者の指定取消となる場合があるので留意すること。

実績報告書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和　3　年　7　月　29　日　　（法人名）　社会福祉法人　新宿あした会

（代表者名）　理事長　　山口　幸子